

## 寝屋川市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）に存する木造住宅（国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。以下同じ。）の耐震改修工事を行う当該木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内の木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のものであって、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅に該当するもの（当該住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 耐震改修技術者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号の規定により定められた技術上の指針に基づき木造住宅の耐震性について判定し、かつ、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）その他市長が適当と認める方法に基づき木造住宅の耐震性について判定することをいう。
- (3) 耐震改修技術者 次に掲げる者（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に所属する者に限る。）をいう。

- ア 公益社団法人大阪府建築士会が平成 24 年度以後に主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録されている者
  - イ 建築士法に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士であって、一般財団法人日本建築防災協会が平成 24 年度以後に主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法に関する講習会の受講を修了した者
  - ウ その他市長がア及びイと同等以上の技術を有すると認める者
- (4) 耐震診断結果 第 2 号の規定による一般診断法若しくは精密診断法による総合評価における上部構造評点又は市長が適当と認める方法における当該方法によって得た数値をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成した耐震改修に係る計画で、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震診断結果に基づく上部構造評点が 1.0 未満の木造住宅について、耐震改修工事後の上部構造評点を 1.0 以上まで高めるためのもの
  - イ 耐震診断結果に基づく上部構造評点が 0.7 未満の木造住宅について、耐震改修工事後の上部構造評点を 0.7 以上まで高めるためのもの、又は、2 階建て住宅の 1 階部分の上部構造評点を 1.0 以上まで高めるためのもの
  - ウ 耐震診断結果に基づく上部構造評点が 1.0 未満の木造住宅について、シェルター設置工事を実施するためのもの
- (6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事（耐震改修技術者により工事監理が行われたものに限る。）をいう。
- (7) シェルター設置工事 一部の部屋の耐震性能を確保するもの（木造住宅の 1 階の居室に設置されるもので、既設建築物から独立して耐震性能を発揮するものに限る。）で、公的機関の試験等によりその性能が証明されたものを設置する工事のうち、市長が認めるもの。

（補助対象建築物）

第 4 条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものを除く。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に、法第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認

を受けて建築されたものであること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、法の規定に適合していること。
- (3) 耐震診断結果に基づく上部構造評点が 1.0 未満であること。
- (4) 現に居住し、又はこれから居住しようとしていること。
- (5) 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていること。
- (6) 地階を除く階数が 2 以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が耐震改修工事及びシェルター設置工事が必要であると認めた木造住宅については、補助対象建築物とすることがある。

(補助対象者)

第 5 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、前条に規定する補助対象建築物を所有する個人であって、直近の合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。)が 699 万円以下の者とする。ただし、補助対象建築物に係る固定資産税又は都市計画税を滞納している者を除く。

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 耐震改修計画の策定に要する費用(当該耐震改修計画に基づく耐震改修工事が補助金の交付の申請の日の属する年度の末日までに完了する場合に限る。)
- (2) 耐震改修工事に要する費用(必要となる撤去費用、再仕上げ等の費用を含む。)
- (3) シェルター設置工事に要する費用(当該工事に伴って必要となる床補強等の費用を含む。)

(補助金の額等)

第 7 条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、シェルター設置工事に係る補助金の額については、第 1 号及び第 3 号に掲げる額に限る。

- (1) 前条第 1 号に係る補助対象経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額(その額

に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、100,000円を上限とする。

(2) 前条第2号の費用に係る補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は900,000円のうちいずれか低い額。ただし、長屋又は共同住宅にあっては、当該補助対象経費の額を「1住戸当たり、その床面積の合計（その面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、少数第3位以下を切り捨てるものとする。）に1平方メートル当たり20,000円を乗じて得た額の各住戸の合計額又は住戸数に900,000円を乗じて得た額のうちいずれか低い額」。

(3) 前条第3号の費用に係る補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は900,000円のうちいずれか低い額。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対しては、耐震改修計画を策定する前に、寝屋川市木造住宅耐震改修補助金交付申請書に別に定める必要書類を添えて、補助金の交付を申請するよう求めるものとする。

2 耐震改修計画を既に策定している申請者から前項の規定による申請があったときは、第6条第2号に掲げる費用に限る補助金の申請として当該申請を受け付けるものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは寝屋川市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことを決定したときは寝屋川市木造住宅耐震改修補助金不交付決定申請書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

（耐震改修計画の策定等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）のうち第8条第2項に規定する申請者を除いたものに対しては、当該通知を受けた日から30日以内に耐震改修計画の策定に着手するよう求めるものとする。

2 前項の規定により耐震改修計画の策定に着手した補助事業者に対しては、直ちに寝屋川市木造住宅耐震改修（設計・工事）着手届に別に定める必要書類を

添えて市長に提出するよう求めるものとする。

- 3 第1項の規定による求めを受けた補助事業者であつて、同項に規定する期間内に耐震改修計画の策定に着手することができないものに対しては、速やかに寝屋川市木造住宅耐震改修（設計・工事）着手延期申出書を市長に提出し、その承認を得るよう求めるものとする。
- 4 補助事業者に対しては、耐震改修工事に着手する前に、寝屋川市木造住宅耐震改修計画協議書に別に定める必要書類を添えて市長に提出するよう求めるものとする。
- 5 前項の書類の提出があつたときは、当該補助事業者と耐震改修計画について協議を行うものとする。

（耐震改修工事の着手）

第11条 前条第5項の規定による協議が整った補助事業者に対しては、協議が整った日から30日以内に耐震改修工事に着手するよう求めるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、耐震改修工事に係る着手した旨の届出及び着手できない旨の申出の手続について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定により耐震改修計画の策定」とあるのは「第10条第1項の規定により耐震改修工事」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第10条第1項」と、「耐震改修計画の策定」とあるのは「耐震改修工事」と読み替えるものとする。

（申請内容の変更又は中止）

第12条 第9条に規定する交付決定の通知後に第8条に規定する申請の内容を変更しようとする補助事業者に対しては、寝屋川市木造住宅耐震補助金交付変更申請書に別に定める必要書類を添えて市長に提出し、その承認を得るよう求めるものとする。ただし、別に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定による変更の申請があつた場合は、この内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、寝屋川市木造住宅耐震改修補助金交付変更決定通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更するものとする。
- 3 第9条に規定する交付決定の通知後に第8条に規定する申請の内容を中止し

ようとする補助事業者に対しては、あらかじめ寝屋川市木造住宅耐震改修（設計・工事）中止届を市長に提出するよう求めるものとする。

4 前項の規定による届出があったときは、第9条の補助金交付の決定は、取り消すものとする。

（中間確認）

第13条 補助事業者に対しては、市長が指定する工程に達する日の4日前までに、寝屋川市木造住宅耐震改修工事中間確認届に寝屋川市木造住宅耐震改修工事監理報告書その他別に定める必要書類を添えて市長に提出するよう求めるものとする。

2 前項の規定による届出があったときは、補助事業の適切な施工の確認のため、現地において中間確認を行うものとする。ただし、前項の規定により提出された書類等により、当該改修工事が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合は、書面等による審査により現地での中間確認に代えることがある。

（実績報告）

第14条 規則第11条に規定する実績報告は、耐震改修工事の完了した日から20日を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、寝屋川市木造住宅耐震改修工事实績報告書に別に定める必要書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

（補助金の確定等）

第15条 規則第13条第1項に規定する補助金の額の確定の通知は、寝屋川市木造住宅耐震改修補助金額確定通知書によることとする。

2 規則第13条第2項に規定する補助金の請求は、寝屋川市木造住宅耐震改修補助金請求書によることとする。

（代理受領に係る申出書の提出）

第16条 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて耐震改修計画を策定した耐震改修設計技術者又は耐震改修工事若しくはシェルター設置工事の施工者である事業者が補助金を受領させることができる。この場合において、補助事業者は、補助金の代理受領を委任された耐震改修設計技術者又は耐震改修工事の施工者若しくはシェルター設置工事の施工者である事業者（以下「代理受領事

業者」という。)に委任状を提出し、代理受領事業者が補助金を受領する旨の同意書を受けるものとする。

2 前項の委任をしようとする補助事業者は、第8条に基づく補助金の交付申請を行う際に補助金の代理受領に係る申出を行うとともに、前項に掲げる委任状及び同意書を市長に提出しなければならない。

3 代理受領事業者は、補助金の代理受領に同意したときは、速やかに代理受領に係る誓約書を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払方法等)

第17条 補助事業者から前条第2項の規定による代理受領に係る申出書を提出されたときは、市長は、補助事業者が代理受領事業者を支払うべき耐震改修計画費用、耐震改修工事費用又はシェルター設置工事費用のうち、交付が確定された額の補助金を、代理受領事業者を支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、補助事業者に補助金の支払があったものとみなす。

(決定の取消し)

第18条 規則第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ弁明書を提出させ、又は弁明の機会を与え、その意見を聴いた上で、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、寝屋川市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

3 規則第16条後段の規定による補助金の返還の請求は、寝屋川市木造住宅耐震改修補助金返還命令書によることとする。

(標準処理期間)

第19条 規則第6条第1項に定める補助金の交付の決定に係る標準処理期間は、30日とする。

2 規則第 13 条第 1 項に定める補助金の額の確定に係る標準処理期間は、30 日とする。

(補助事業者に対する指導)

第 20 条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができる。

(書類の保存)

第 21 条 補助事業者に対しては、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び種類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保存するよう求めるものとする。

(委任等)

第 22 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。